

平成30年度地域包括支援センター

事業評価（平成29年度事業）について

1 評価の目的

地域包括支援センター（以下「センター」とする。）の事業が効果的、効率的に運営されているか等について、点検・評価を適切に行っていくことで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで、一定の運営水準を確保していくことを目的とします。

2 対象施設

平成30年4月1日現在鎌倉市内に事業所を置く地域包括支援センター計10箇所

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 鎌倉市社会福祉協議会 | (鎌倉市御成町20-21) |
| (2) 鎌倉きしろ | (鎌倉市材木座1-8-6 ギャ・エポール103) |
| (3) 鎌倉静養館 | (鎌倉市由比ガ浜4-4-30) |
| (4) 聖テレジア | (鎌倉市腰越1-2-1) |
| (5) 聖テレジア第2 | (鎌倉市津602-184) |
| (6) みどりの園鎌倉 | (鎌倉市常盤165-8) |
| (7) 湘南鎌倉 | (鎌倉市山崎1202-1) |
| (8) きしろ | (鎌倉市台5-2-8 第3ビル102号) |
| (9) ふれあいの泉 | (鎌倉市今泉2-4-10) |
| (10) ささりんどう鎌倉 | (鎌倉市城廻270-2) |

3 評価の対象期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで（平成29年度）

4 評価の対象事業等

- (1) 組織／運営体制
- (2) 総合相談支援業務
- (3) 権利擁護業務
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (5) 地域ケア会議関係業務
- (6) 医療・介護連携
- (7) 介護予防ケアマネジメント業務、介護予防支援関係業務
- (8) 認知症高齢者支援
- (9) 鎌倉市指定事業

5 実施方法

- (1) センターによる自己評価（平成30年6月上旬から7月上旬）
センターで「平成30年度地域包括支援センター事業評価個別評価基準」、
「【様式1】平成30年度事業評価書」を用いて、自己評価を実施。
- (2) 自己評価に基づく書類審査（平成30年7月上旬から8月上旬）
自己評価で記載された「【様式1】平成30年度事業評価書」に基づき、鎌倉市で
書類審査を実施。
- (3) 自己評価に基づくヒアリング審査（平成30年8月中旬から10月上旬）
書類審査を補完し、行政評価の参考とするため、自己評価の正しさの検証や、好
事例・課題の内容把握等の観点から鎌倉市によるヒアリング審査を実施。

6 スケジュール

内容	平成30年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①自己評価												
②書類審査												
③ヒアリング審査												
④運営協議会		● (実施方法の承認)		●			● (評価結果審議・承認)					
⑤評価結果の公表												